

二段階型の制度設計上の課題に関する考え方

1. 一段階目の手続における審理の対象は、どのように考えるか。

訴訟追行主体は、共通争点を確認する訴訟上の適格を有しており、一段階目において共通争点が審理されているとする考え方（固有権構成）
個々の対象消費者の請求権が審理されているとする考え方（個別権構成）
があるが、どうか。

< 関連論点 >

（1）固有権構成の根拠

消費者が、事業者に対する損害賠償請求権等を実現するための手続であるにもかかわらず、各請求に共通する争点を確認することが訴訟追行主体の固有の権利であるとする根拠についてはどのように考えるべきか。

（2）個別権構成の根拠等

個別権構成とした場合には、訴訟追行主体が訴訟追行をすることができる理由は何か。

対象消費者の全員について手続追行主体が訴訟担当となっているという考え方があり得るが、その場合には資料1の論点1と同様の問題がある。

また、訴訟担当とした場合には、通常は、当事者のほか権利の帰属主体である対象消費者に判決の効力が有利にも不利にも及ぶことになるため、対象消費者に通知・公告が必要となるのではないかと思われる。

判決の効力を当事者のほかにその後に届出をした対象消費者にのみ及ぶものとし、その後に届出をしなかった対象消費者に及ばないものとするには、どのように考えるべきか、問題となる。

（3）個別権構成の場合には、本来給付判決を求めるべきであるところ、確認判決を得ることができるのはなぜか。

共通争点のみの確認では、紛争は終局的に解決しないので、確認の対象として適切であるか、確認の利益があるかが問題となり得る。

しかし、少額の請求など、個人では訴訟を起こすことが困難な事件においては、権利者自らは給付の請求を実質上なし得ない。権利の実現のためには、第三者が訴訟追行をし、訴訟に関する負

担を軽減する必要があるところ、個別争点については、権利者の関与なく訴訟追行をすることが困難である。そこで、共通争点のみの確認をし、その後個別争点を判断する手続を設けることが紛争解決手段として効果的である。また、多数の請求の共通争点部分の判断を統一して行うことで、相手方にとっても社会にとっても、紛争解決コストの低減につながる。

このようなことから、確認の利益があると考えられるのではないか。

3. 共通争点に関する一段階目の判決は、当事者のほかその後届出をした対象消費者に及ぶものとする場合の判決の効力はどのように考えるか。

例えば、以下のような方法等が考えられるが、どのようにすべきか。

一段階目の手続における訴訟物を固有権と考えた場合には、訴訟物が異なるので、対象消費者の請求に判決の効力は及ばないのが原則であるが、判決効が片面的に拡張する、あるいは、対象消費者は二段階目の手続で一段階目の判決の効力を援用することができるという制度（一段階目と二段階目の関係については、2. 及び の両方あり得る）。

一段階目の手続における訴訟物を固有権と考え、一段階目と二段階目の手続の関係を2. とした場合には、一段階目の判決は、訴訟物が異なるので、現行法上は事実上の効力しかないとも考えられるが、その後の裁判所の判断を拘束する効力があるとし、二段階目に届出をした者に対しても、一段階目の判決に従って判断がなされるという制度。

一段階目の手続における訴訟物を対象消費者の権利と考え、対象消費者の全部について手続追行主体が訴訟担当となっているという場合において、一段階目と二段階目の手続の関係を2. とした場合には、一段階目の判決はその後の裁判所の判断を拘束するため、二段階目に届出をした者に対しても、一段階目の判決に従って判断がなされるという制度。

一段階目では、全ての対象消費者の権利が訴訟物となっているものの、二段階目においては、対象消費者が届出をすることを必要とし、一定の期間内に届出がなされない場合には、欠席の場合と同様取下げが擬制され、手続が終了するというものとする。結局、二段階目に届出をしない場合には、判決の効力は及ばない。

上記のようないずれの考え方によっても、相手方の手続保障が問題となり得るが、相手方は、自らが追行した訴訟において敗訴した結果として、後に参加した者との関係でも敗訴の不利益が及ぶだけであり、必ずしも不合理なものとはいえない。また、後から届出をする者がいることを当然の前提とする制度であるので、そのことを見込んで防御すれば足り、相手方の手続保障に欠けるところはないのではないかと。

(参考1 ドイツの援用制度について)

差止訴訟法による差止請求については、提訴権を有する団体に差止請求権が帰属するとされており、団体に固有の実体的差止請求権があるという考え方にたっている。ただし、不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するときは、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる(差止訴訟法第11条)。これは、既判力の例外として判決効を第三者に及ぼす制度とされている。ただし、事業者が自主的に是正をすることが多いので、実際には援用制度はほとんど活用されていないといわれている。

4. 二段階型の訴訟追行許可の要件

集団的消費者被害救済制度の検討が目的であるから、民事上の請求権一般ではなく、**集団的消費者被害の事案**（契約解約時の精算金請求事案、立替金返還請求事案、虚偽の有価証券報告書開示等による証券被害、個人情報流失事案など）を対象とすべきと考えられるところ、どうか。消費者被害救済のために、少額な請求など個人では訴訟を起こすことが困難な事件について、訴訟を促進すべく特別の制度を構築するのであるから、**制度の対象を、他の手続では実効的な被害回復が図れない事件に限定すべく他の手続に対する優越性を必要とすべきとの考え方があるが、どうか。**

多数の請求を一つの手続にまとめることにより効率化を図るのが目的であるから、各構成員の**請求の共通性**が必要であるほか、個別性の強い請求を一つの手続にまとめても、**効率化を図れない**。そのため、**共通争点の支配性**を必要とすべきとの考え方があるが、どうか。

手続追行主体を被害者等にも認めるのであれば、**対象消費者の手続保障及び濫用防止などの観点から、権利行使主体の適切性の要件を必要とすべきとの考え方があるが、どうか**（他の権利行使主体の再度の集合訴訟を認めないという制度とする場合には、適切な手続追行主体に訴訟追行をゆだねる必要性が高まる）。

（参考2）訴訟追行要件に関する諸外国の比較 参考2・3参照

< 関連論点 >

（1） **個人で訴訟を起こすことが困難な事件**

個人では訴訟を起こすことが困難な事件については、少額事件以外にどのようなものがあるか。少額事件は個人では訴訟を起こすことが困難な事件の典型ではあるが、その範囲はどのように考えるべきか。

（2） **仮に被害者や被害者団体に当事者適格を認めるとした場合には、どのような要件で適格性を判断すべきか。**

適切に訴訟が追行できることが必要であるが、適切に訴訟を追行し得るかはどのように判断できるか（適格消費者団体については、過去の活動実績、体制や業務規程の整備、理事の構成などを要件としている）。

また、対象消費者との利益相反がないことが必要との考え方があるが、どのように確認し得るのか。

適格消費者団体は法人に限られているが、被害者団体は法人格がな

いのが通例であるところ、当事者能力の点をどのように考えるかも問題になる。

(参考3) 適格消費者団体の認定要件

内閣総理大臣は、申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、その認定をすることができる(消費者契約法第13条第3項)。

- ・ 特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- ・ 不特定かつ多数の消費者の利益擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることと認められること。
- ・ 差止請求関係業務の実施に係る組織、業務の実施の方法、業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- ・ 差止請求関係業務の執行決定機関として理事会が置かれ、決定方法が適正であること。
- ・ 理事に占める特定の事業者の関係者又は同一業種の関係者の割合が、それぞれ3分の1又は2分の1を超えていないこと。
- ・ 差止請求に係る検討部門において、専門委員(消費生活に関する専門家、法律に関する専門家)が助言し意見を述べる体制が整備されていること。
- ・ 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

また、欠格事由が定められている(同法第13条第5項)。

- ・ 消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律に違反して罰金の刑に処せられ、其の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない法人
- ・ 認定の取消し等の日から3年を経過しない法人
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しておそれのある法人
- ・ 政治団体
- ・ 役員に、禁錮以上の刑に処せられ、又は消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は其の刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者、適格消費者団体の取消し等があった場合にその日前6ヶ月以内に役員であったもので取消し等の日から3年を経過しない者がいること

(参考4) 法人格のない団体の当事者能力について

民事訴訟法第29条(法人でない社団等の当事者能力)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

【法人でない社団の要件】

最高裁判所昭和42年10月19日判決(民集21巻8号2078頁)は、最高裁昭和39年10月15日判決(民集18巻8号1671頁)を引き、旧民事訴訟法第46条の要件を判断している。上記昭和39年最高裁判決においては、「権利能力のない社団といいうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原理が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。」としている。

実体法の社団概念に拘泥することなく、訴訟法独自の観点から民事訴訟法第29条にいう社団の範囲を決定すべきとの考え方もある。